

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年2月号 | No. 02/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際機関会合 (MIA)

第 27 回 PCT 国際機関会合 (MIA: Meeting of International Authorities) は、2020 年 2 月 6 日から 7 日までカナダのガティノーで開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご覧ください。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=55009](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55009)

以下のトピックスが議論されました。

- 品質サブグループ会合の結果；2020 年 7 月 1 日に発効予定の PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの次回更新版に、修正された発明の単一性の事例を加える旨の合意。品質管理に関するさらなる作業の勧告。詳細は、議長による要約 (文書 PCT/MIA/27/16 のアネックス II) をご参照ください。
- 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースの現状報告 (文書 PCT/MIA/27/11 および 12)；本会合では、特許文献コレクションおよび非特許文献を PCT 最小限資料に含めるための基準や標準を作成するための追加的な会合を開催する勧告をしました。
- PCT 手続の国際段階と国内段階の連携促進を目的とした、日本国特許庁による PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの修正提案 (文書 PCT/MIA/27/10)。
- 試行プロジェクトに関する報告；指定官庁としての英国知的所有権庁が、国際調査機関 (ISA) としてのカナダ知的所有権庁、IP オーストラリアおよびシンガポール知的所有権庁が作成した国際調査報告への意見を提供しました (文書 PCT/MIA/27/3)。
- WIPO の手数料送金サービスに関する報告；調査手数料が国際事務局 (IB) を介して ISA に送金される場合に、官庁と IB 間での差額の送金を“ネットティングシステム”で行う可能性について報告しました (文書 PCT/MIA/27/7)。
- ヌクレオチドおよびアミノ酸の配列リストの提出に関する WIPO 標準 ST.25 から XML 形式の WIPO 標準 ST.26 への移行、ならびに PCT における ST.26 の実施について (文書 PCT/MIA/27/8 および 9)。

- 2018 年 7 月に開始された五大特許庁 (IP5 Offices) 間の協働調査および審査 (CS&E) 第 3 次試行プロジェクトの運用フェーズ；2020 年 7 月 1 日より新規出願は受理されず、当機関は本試行プロジェクトの一部であった国内段階における事例の成果を含めて本試行プロジェクトの評価を開始します (文書 PCT/MIA/27/13)。
- 補充国際調査制度；2020 年 9 月の会合にて PCT 総会でレビューの予定。(文書 PCT/MIA/27/5)。
- 米国特許商標庁による提案；国際出願の図面における方式上の欠陥に関する処理の改善の提案 (文書 PCT/MIA/27/14)。
- シンガポール知的所有権庁による提案；国際予備審査報告の附属書類を別個の書類として IB へ送付する提案 (文書 PCT/MIA/27/4)。
- 中華人民共和国国家知識産権局による提案；審査官、出願人および第三者を含め、国際調査報告および見解書の提供者やユーザを対象としたアンケートにより意見を求めることによって、当成果物の品質を向上させる提案 (文書 PCT/MIA/27/15)。
- インド特許庁による提案；国際機関が、すべての PCT 締約国の受理官庁に出願された国際出願に関して、管轄 ISA および管轄国際予備審査機関として行動する準備のある旨を宣言するよう奨励し、かつ受理官庁が、当官庁に提出された国際出願に関する調査および国際予備審査を、宣言をしたすべての機関が管轄する旨を特定するよう奨励する提案 (文書 PCT/MIA/27/6)。

会合に出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために IB が提供しているさまざまな電子サービスにおける最近の進展に関して謝意を示しました (文書 PCT/MIA/27/2)。

また出席機関は、出願プロセスのさまざまな段階において、XML 形式で生成され電子交換されるより多くの情報のダイレクトインポートを可能にし、より高い効率性と自動化が実現できるよう PCT オンラインサービスを改善するために IB が特定した優先事項について合意しました。また出席機関は、サービス改善のためにシステムや技術標準の開発における、PCT に基づくさまざまな役割における IB および官庁間のさらなる調整の必要性にも合意しました。

## 国際出願の電子出願および処理

### ウガンダ登録サービス局 (URSB) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁としてのウガンダ登録サービス局 (URSB) は 2020 年 4 月 15 日から、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

また電子形式による国際出願の提出に関する当官庁の要件および運用を含む通知は、2020 年 2 月 13 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引、附属書 C (UG) が更新されました。)

### EPO: PCT 調査手数料および予備審査手数料における 75% 減額に対する資格条件の変更

欧州特許機構の管理理事会は、2019 年 12 月 12 日に、特定国の国民により提出される国際出願に適用される国際調査手数料および予備審査手数料の減額に関する決定を行いました。この決定は、EPO 官報

2008 年 10 月号に掲載された 2008 年 10 月 21 日の決定に取って代わります (PCT Newsletter 2008 年 12 月号 7 ページもご参照ください)。

この決定により、2020 年 4 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) に支払う、調査手数料および予備審査手数料における 75%減額の条件が変更になります。手数料減額の利益を受ける国民および/または居住者の国の新しい分類の形式は、以下の (b) に記載されています。また 75%減額は、補充調査手数料にも適用されます。

2020 年 4 月 1 日から、以下に記述する出願人により、国際出願、補充国際調査請求または国際予備審査請求が提出される場合には、上述の手数料は 75%減額されます。

(a) 欧州特許条約の締約国ではない国の国民または居住者である自然人、また出願日もしくは補充調査手数料または予備審査手数料の支払日に、当該国が世界銀行により低所得もしくは低所得経済<sup>1</sup>に格付けされている。または

(b) PCT 規則 18 の規定内において、欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意が発効している国<sup>2</sup>の国民および居住者である自然人または法人。

出願人が複数いる場合には、それぞれがこれらの基準の一つを満たす必要があります。

調査手数料の減額は、2020 年 4 月 1 日以降に提出されるすべての国際出願に適用されます。補充調査手数料または予備審査手数料の減額は、2020 年 4 月 1 日以降になされる支払いに適用されます。

詳細は、EPO 官報 2020 年 1 月号を、以下のリンクからご参照ください。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html)

(PCT 出願人の手引、附属書 D (EP)、SISA (EP) および E (EP) が更新されました。)

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するように手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

### ノルウェー工業所有権庁

ノルウェー工業所有権庁 (NIPO) は、2020 年 1 月 1 日から、DAS 提供庁および取得庁としての運用を開始した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

<sup>1</sup> 現在基準を満たしている国は、以下になります (太文字は PCT 締約国です)。

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデッシュ、ベニン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、キリバス、キルギスタン、ラオス人民民主共和国、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、ミクロネシア (連邦)、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、モルドバ共和国、ルワンダ、サオトメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、東ティモール、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ。

<sup>2</sup> 欧州特許の認証に関する欧州特許機構との合意が発効している国は、カンボジア、モロッコ、モルドバ共和国およびチュニジアです。

詳細を含む、該当する DAS の通知は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=11037](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11037)

## 英国: 欧州連合からの離脱を受けての欧州特許機構における UK の加盟国としての地位に関するお知らせ

2020 年 1 月 31 日付の欧州連合 (EU) からの英国 (UK) の離脱を考慮して、欧州特許機構における英国の加盟国としての地位ならびに EPO における UK の職業代理人および弁護士としての地位について、欧州特許庁 (EPO) は、以下の情報を公表しました。

### 欧州特許機構における UK の加盟国としての地位

EU からの UK の離脱については、欧州特許機構は、欧州特許条約 (EPC) に基づき 38 締約国で設立された EU から独立した国際機関であるため、当機構における UK の地位に影響はありません。同様に、EPC または PCT に基づく手続にも影響はありません。そのため、願書様式 (様式 PCT/RO/101) における EP 指定は、継続して GB 指定を含みます。また、UK の国民および/または居住者である出願人は、受理官庁としての EPO (英国知的所有権庁<sup>3</sup>および国際事務局に加えて) に対して国際出願を提出する資格を保持します。

### UK の職業代理人および弁護士の地位

EPO に対して手続を代理する規則においても、EU からの UK の離脱による影響はありません。

特に、EPC 第 134 条(2) に従い、EPO における職業代理人名簿に氏名が掲載されている UK の欧州特許弁理士は、EPO に対する手続においてクライアントを代理する完全な資格を保持します。その手続には口頭審理が含まれ、EPC が定める審理が行われる国、つまりドイツまたはオランダの両国において就労許可は不要です。また、UK の離脱は、EPO における職業代理人名簿に UK の申請者を氏名登録するための将来の請求においても、何の影響もありません。同様に、UK において資格を与えられかつ UK に事務所を有する弁護士も、法廷弁護士および事務弁護士のように特許案件の分野で職業代理人として行動する資格を有し、EPO における手続において関係者を代理することが可能です (EPC 第 134 条(8))。

さらに、UK の職業代理人は、EPC 第 134 条(6) に従い、EPC に規定する手続が行われる何れかの EPC 締約国に事務所を設立する権利を保持します。しかし、例えばビザ要件に関する規定のように、EU 加盟国の領域への入国および居住を規定する法令が適用される点にご留意ください。

詳細は、2020 年 1 月 29 日付の欧州特許庁による通知をご参照ください。当通知は、EPO 官報 2 月号に掲載されます。非公式な通知は、以下のリンクから閲覧可能です。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal.html)

## アイルランド: 国内特許出願としての PCT 出願の取扱いに関する新法令

アイルランド知的所有権庁は、2019 年 12 月 2 日から新しい法令が発効した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当法令は、アイルランドを指定する国際出願の出願人が、特定の条件下で、1992 年特許法の第 II 部に基づくアイルランド特許出願として取り扱われることを請求できるよう制定されました。条件は、アイルランドを指定する国際出願が以下の状況であることです。

<sup>3</sup> 知的所有権庁とは、当特許庁の運用上の名称です。



- PCT に基づく国際出願日が拒否された場合。または
- 取り下げられた、もしくは取り下げられたとみなされた場合。または
- アイルランドを指定している欧州特許のための出願としてみなされなくなった場合。

PCT 出願日が認められなかった場合には、出願人は最初に当出願の出願日をコントローラーに請求する必要があります。そのような請求は、国際出願の取下げ日から 3 ヶ月以内、または当出願が取り下げられたもしくは取り下げられたとみなされた旨の IB または受理官庁による通知日から 3 ヶ月以内のいずれかに該当する場合であって、かつ国際出願の出願日からもしくは優先日から 31 ヶ月以内のいずれか早い方に行われなければなりません。請求には、出願人の氏名と住所が記載され、以下の提出が必要となります。

- 提出された国際出願の写し
- 出願日の認定を請求している場合には、その請求理由の陳述書
- 書類、情報もしくは証拠であって、その陳述書を証明するか、または正式に提出された PCT 出願の取下げもしくは取り下げられたとみなされたことを証明するもの
- 該当する場合には、所定の手数料

上述にかかわらず、出願人が、並行する PCT 欧州域内ルートによってアイルランドを指定している欧州特許権が最終的に取得できた場合には、そのような特許権は付与された時点で、この新しいルートにより付与されたアイルランドの特許権としての地位を得ます。

詳細は、Copyright and Other Intellectual Property Law Provisions Act 2019 (著作権およびその他の知的財産権法 2019) の第 127A 号に基づく法令、および Patents (Amendment) Rules 2019 (特許 (修正) 規則 2019) の規則 87A の S.I 589/2019 を、それぞれ以下のリンクからご参照ください。

[www.irishstatutebook.ie/eli/2019/act/19/enacted/en/pdf](http://www.irishstatutebook.ie/eli/2019/act/19/enacted/en/pdf)

[www.ipoi.gov.ie/en/law-practice/legislation/patents-and-spcs/rules-regulations/s-i-no-589-of-2019.pdf](http://www.ipoi.gov.ie/en/law-practice/legislation/patents-and-spcs/rules-regulations/s-i-no-589-of-2019.pdf)

## PCT 最新情報

AZ: アゼルバイジャン (手数料)

CR: コスタリカ (手数料減額)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

ID: インドネシア (通信手段、手数料)

IT: イタリア (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

KG: キルギスタン (手数料)

MA: モロッコ (手数料)

NL: オランダ (ファックス番号)

RO: ルーマニア (手数料)

SA: サウジアラビア (官庁の名称、所在地とあて名、電話とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス)

TN: チュニジア (手数料の適用日 – 修正)

UG: ウガンダ (電子出願)

調査手数料 (欧州特許庁、イスラエル特許庁、米国特許商標庁)

補充調査手数料 (欧州特許庁)

予備審査手数料 (欧州特許庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 締約国における PCT を介して請求可能な保護の種類

PCT ウェブサイト上の表形式を調和させるために、これまで PDF 形式で利用できた上述の表が HTML 形式で作成され、よりユーザフレンドリーな形で提供されました。なお当該表は、2020 年 1 月 2 日付で更新されました。新しいリンクの英語版は、以下をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/typesprotection.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/typesprotection.html)

PCT 出願人の手引 (英語、仏語およびロシア語版)

PCT 国際段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引の“国際段階の概要”の英語、仏語およびロシア語版が、2020 年 1 月 13 日付で更新されました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html)

[www.wipo.int/pct/fr/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/guide/index.html)

[www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html)

スペイン語版の更新は、準備中です。

韓国語でご利用可能な関連資料の追加

2020 年 1 月 31 日に配信された、PCT の最新動向および 2020 年の変更事項に関する韓国語によるプレゼンテーション資料と録音されたウェビナーが、以下のリンクからご利用可能になりました。

[www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html](http://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html)

実務アドバイスコレクションの日本語版

PCT Newsletter の実務アドバイスを 2007 年 1 月から 2019 年 12 月まで収録したコレクションが、以下のリンクからご利用可能になりました。

[www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical\\_advice/pa\\_2007\\_2019.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/pa_2007_2019.pdf)

このコレクションは左側が実務アドバイスの英語版で、右側が日本語の対訳で構成されています。

## PATENTSCOPE のお知らせ

### PCT パテントファミリー

PATENTSCOPE にて、PCT 出願に関するパテントファミリーの関連情報が検索可能になりました。“条件の絞込み (Refine Options)” にある新しいオプションからファミリーメンバーにアクセスでき、検索中の文献に“PCT ファミリー”の表示がされます。

PATENTSCOPE で利用可能な 270 万件以上の個々の PCT パテントファミリーには、それぞれ以下が含まれます。

- PCT 出願 (主にファミリーを代表する出願と考えられる)
- PCT 出願を先の出願として特定している国内出願
- 国内段階移行情報
- PCT 出願の優先権基礎出願 (基礎出願が唯一かつ最初に公開されたものである場合)

### 新しく検索可能な CPC 分野

PATENTSCOPE に検索可能な CPC (Cooperative Patent Classification<sup>4</sup>) 検索フィールドが新しく追加されました。PATENTSCOPE は現在、4 千万件以上の個別の出願に該当する 2 億以上の CPC 分類項目を収録しており、PCT 出願の 99% が CPC により分類されています。

### 日本の国内コレクション

日本の国内コレクションが、1964 年からのデータ (以前は 1993 年から発行されたデータを保有) を追加して拡張されました。PATENTSCOPE 検索システムにて、以下のリンクからご利用可能です。

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf>

さらに、以前みられた、グレゴリオ暦と日本暦による年度表記の違いによって出願番号から出願を識別する際の不明確さがなくなり、出願番号および公開番号が統一されました。

### 検索結果における改善

アラビア語、ブルガリア語、デンマーク語、エストニア語、独語、ギリシャ語、インドネシア語、イタリア語、ルーマニア語、スペイン語、スウェーデン語を含む多くの言語の語幹処理 (stemming) が改善されたため、より関連性のある検索結果が得られるようになります。語幹処理では、キーワードの語幹形式を使用することで同じ語幹の単語を見つけることができます。例えば、キーワード“electrical”で検索すると、“electricity”、“electric”等を含む文献を探し出します。

これらの新機能はウェビナーで説明されており、その録音は以下のリンクからご利用可能です。

[www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group\\_id=312&items=20](http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=312&items=20)

<sup>4</sup> 欧州特許庁と米国特許商標庁が共同で開発した特許分類です。

## WIPO の新しいデジタル IP サービスについてのアンケート

WIPO が今年の後半に新しいデジタル IP サービスを開始するにあたり、皆様のニーズをより効率的に満たすため、皆様からのご意見をお待ちしております。

新しいサービスは、発明者やクリエイター、個人や企業の、価値あるデジタル IP 資産の管理における追加的な保護を提供します。PCT 出願、ならびに（マドリッド制度に基づく）商標出願または（ハーグ制度に基づく）意匠出願に関する既存の IP 戦略を補完するものになるでしょう。

この準備段階のアンケートは、英語版だけですが、お時間は 10 分程度要するのみです。アンケートでは、あなたの地域で提供されている IP サービス機能について、当サービスの主な特徴やマーケティング分野に関するご意見をお聞かせください。

アンケートに参加することで、この新しいサービスの具現化に役立つ機会になります。皆様のご意見は非常に貴重です。アンケートのご参加にあらかじめ感謝いたします。

アンケートは、以下のリンクからご利用ください。

<https://surveys.ipsosinteractive.com/surveys/?pid=S20001884&Qsource=1&id=>

## 実務アドバイス

### “相当な注意” 基準に基づく優先権の回復のための要件の充足

Q: やむを得ぬ理由により、12 カ月の優先期間を徒過してしまい、当期間が経過した 2 日後になってようやく出願できました。当方が国内段階移行を予定している指定官庁は、優先権の回復には、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず優先期間の徒過が生じたものであることを要求しています。基準を点検する受理官庁が、相当な注意の基準に関して肯定的な認定を行う可能性を最大限に高めるためには、何を提出すべきなのか知りたいです。また、相当な注意が払われたとみなされる状況の事例をいくつか教えてくださいませんか？

A: 優先権の回復請求の方法に関する詳細は、PCT Newsletter 2015 年 9 月号の実務アドバイスに掲載されています。以下のリンクから、ご参照ください。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett\\_2015.pdf#page=66](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=66)

願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄、または PCT 規則 26 の 2.3(e)<sup>5</sup> に基づき適用される期間内に提出される受理官庁あての書簡のいずれかにより、優先権の回復請求を提供します。それに加えて、優先期間を徒過した理由を説明する“理由の陳述”も、同一期間内に提出する必要があります (PCT 規則 26 の 2.3(b)(ii))。理由の陳述は、回復基準として満たされるよう求めている基準が考慮され、望ましくは陳述を裏付ける申立てもしくはその他の証拠が添付されているべきです (PCT 規則 26 の 2.3(b)(iii))。

“相当な注意”の基準を満たすためには (比較的厳しくない“故意ではない”基準が通常は単なる申告で十分であるのとは対照的に)、陳述において、出願の遅滞が生じた事実および状況の詳細を、国際出願の適時な提出のために取られた是正措置または代替措置とともに記載する必要があります。一般に、PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) の意味における“相当な注意”を払ったという基準は、合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段を出願人がとっていた場合にのみ満たされます。

<sup>5</sup> 国際公開の技術的な準備の完了する前に早期の国際公開が請求されていない限りは、PCT 規則 26 の 2.3(e) に基づく期間は、優先期間の満了から 2 カ月です。



当該出願人が、合理的に注意深く行動する者が取るであろう“相当な注意”を払ったかどうかを決定するにあたって、受理官庁は個別の案件に応じた事実および状況を考慮します。一般に、国際出願を提出する期間を遵守するため出願人があらゆる予防策を講じてきたことを証明するだけでは十分ではありません。むしろ、出願人は問題となっている当該出願に関し、あらゆる“相当な注意”を払ったことを示さなければなりません。受理官庁は、優先期間の満了までの国際出願の提出に関する出願人の具体的な行為について、事実に基づく分析を行います。

出願人が代理人によって代理される場合、出願人および代理人の両者が、当基準を満たすための“相当な注意”を払ったことを示さなければなりません。出願人に関する限りは、通常の場合においては、資格のある代理人を選任することで一般に“相当な注意”の基準を満たしていると考えられます。

各受理官庁は、個々の事情に応じた分析を行う一方、受理官庁が“相当な注意”基準が満たされていると認定する場合の事例が、PCT 受理官庁ガイドライン ([www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf)) に記載されています。ガイドラインにある事例は、あなたのケースにおいて理由の陳述がどの程度詳細であり、(必要な場合は) どのような証拠が陳述の裏付けとして提出されるべきなのかを、あなたに教えてくれます。

例えば、優先期間の徒過が、特定の管理業務の遂行を委ねられていた代理人または出願人の事務職員(アシスタントやパラリーガルのような専門家ではない者) による人為的過誤であった場合の事例を紹介します。

“出願人または代理人は、事務職員に特定の管理業務を委ねるが、注意深く行動する出願人または代理人は、経験豊富で適切に訓練を受けて監督されている従業員を慎重に人選し、訓練および業務の監視を行っている。国際出願の記録管理、監視、準備または提出に関するアシスタントの人為的過誤は、出願人または代理人が、当該アシスタントの管理において“相当な注意”が払われており、当該事例において優先期間内に提出できなかったことが単独の人為的過誤であったことを示すことができれば、当該出願人または代理人に帰せられることはない。当該出願人または代理人は、通常、当該アシスタントがその特定の業務を任されていた年数、当該アシスタントに与えられていた研修および管理の程度、ならびに当該アシスタントがそれまで全ての責務を勤勉に実施してきたか否かを理由書において説明すべきである。” [PCT 受理官庁ガイドライン、166 M(f) 項]

優先期間の徒過に関するよくある理由の事例はさらに、以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a\\_166t.html#\\_166m](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166m)

個人の発明者または中小企業は同程度の基準が求められませんが、すべての出願人もしくは代理人は、当該分野におけるベストプラクティスに相当する効率的で信頼性のあるリマインダー機能、監理およびバックアップシステムを構築することが求められる点にご留意ください。

出願人の提出する理由の陳述や証拠が、関連する基準が満たされているかどうかの決定に十分でないと受理官庁が判断する場合には、当受理官庁は、回復請求を拒否する前に、出願人に優先権の回復を拒否する意向を知らせます。そして、様式 PCT/RO/158 (Notification of Intended Refusal of Request to Restore Right of Priority and/or Invitation to Furnish Declaration or Other Evidence (優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知および/または申立てその他の証拠の提出命令)) の発行により設定した(追加の) 期間内に意見、証拠もしくは申立てを提出する機会を出願人に与えます。適用される期間が経過した後、当官庁は受け取った返答に基づき、該当する基準が満たされているか否かに関する決定を行い、様式 PCT/RO/159 (Notification of Decision on Request to Restore Priority (優先権の回復請求についての決定通知)) の発行により出願人に通知します。

理由の陳述が十分でない場合には、上述のように補完は可能です。しかしながら、PCT 規則 26 の 2.3(e) に記載される期間内に、理由の陳述が全く提出されなかった場合には、通常、受理官庁は理由の陳述の欠如による拒否と記載して、優先権の回復請求を拒否する点にご留意ください。

回復請求に関する証拠として受理官庁に提出された機密書類が IB により公開される可能性が懸念される場合には、受理官庁は出願人による理由を示した請求により、または当受理官庁の決定に基づき、該当する情報が機密であるとみなされることがあります。その場合には、そのような証拠は IB に送付されず、当該情報は結果として公衆に利用可能にはされません (PCT 規則 26 の 2.3(h) の 2))。当規則に該当する情報の例には、国際出願提出の遅滞に関わった個人の情報が含まれます。例えば、パラリーガルの氏名、または病気の性質を記載した診断書です。受理官庁による回復請求の決定にそのような機密情報は不要であるため、すでに最初の時点で書類から削除することも可能です。

どの官庁が回復請求を受理しているか、および (一つの基準のみ適用している場合は) どちらの基準を当官庁が適用しているかに関する情報、ならびにそのような請求を行う場合に当官庁に支払う手数料に関する情報は、以下のリンクにある表をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html)

指定官庁がそのような請求を受理し、関連する基準を適用する範囲で、出願人は国内段階において優先権の回復請求 (PCT 規則 49 の 3.2) を行うことも可能である点にご留意ください。そのような請求は、PCT 第 22 条に基づき適用される期間から 1 ヶ月以内に、関連する各指定官庁に対して提出される必要があります。詳細は、上述したリンクにある優先権の回復に関する表に掲載されています。